

『一票の格差』に思う。

「郵政選挙」と呼ばれた平成5年9月の衆議院小選挙区の定数をめぐる訴訟で、最高裁大法廷は、6月13日「一票の格差」を理由に選挙を無効にするよう求めた有権者の上告を棄却する判決を言い渡し、この「一票の格差」は憲法で認められる範囲だったと結論づけました。

「一票の格差」とは、衆議院の小選挙区で議員一人当たりの有権者数が、最小の選挙区と最多の選挙区で2,171倍の差があることです。

これを最高裁は、「国会の裁量の範囲を逸脱しておらず、投票価値の不平等は憲法に違反する程度に至っていない」と判断したのです。

そこで、憲法ではどのように規定しているか見てみますと、第14条で、「すべての国民は、法の下に平等である・・・」とその基本を定め、第15条では、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」としております。

また、憲法前文では、「主権は国民に存する」のであり、国民は、「正当に選挙された国民の代表者を通じて行動する」こととされています。

つまり、国民が、国会議員を選ぶ権利は、国民固有の権利であり、それによってのみ国民が有する主権を行使することが出来る仕組みとなっているのです。

このような国民にある基本的にして最重要な権利の行使に於いて、その格差が2倍以上違っているというのに「許される範囲の不平等だ」と日本の司法はジャッジしたのです。

格差が2倍あると言うことは、言い替えれば行使力が半分しかないと言うことであります。それが、国民固有の基本的な人権に於いてです。

そんなこと許されてよいと考えますか？

私は決して許し難い大問題だと考えます。可能な限り1対1であるべきであり、2倍を超えることは、決してあってはならないことです。「2倍を超えてはいけない」と言うのは、極めて円満な常識なのです。

現在、国が採用している小選挙区（1人別枠方式）比例配分制度について判決の多数意見は、「1人別枠方式は、過疎地域に対する配慮などから、人口の多寡にかかわらず各都道府県にあらかじめ定数1を配分することによって、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させられるようにすることが目的と解される。この方式を含む区割りの基準は、投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲を逸脱するものとはいえないから、憲法に違反しない。」と判決理由を述べています。

しかしながら、私は、裁判所は、司法の責任者として、もっと法に純粹にして忠実であるべきだと考えます。

格差を2倍以内にするものの行政的な困難さを司法の判断材料にすべきではありません。

司法の下した法的判断を合法化するのは、立法権を有する国会の責任であり、それを執行するのは内閣です。

立法（国会）、司法（裁判所）、行政（内閣）の三権分立は現行憲法のよいところであり、その実践を強く求めたいものです。

平成19年7月2日

アイクス税理士法人

代表社員 飯田 昭夫